

逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等が減少した中小企業者及び個人事業者（以下「中小企業者等」という。）に対し、事業継続を支援するために市が予算の範囲内で、逗子市中小企業者等事業継続応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 令和2年1月1日時点において、次のア又はイのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。ただし、政治団体、及び宗教上の組織若しくは団体を除く。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

(2) 個人事業者 所得税法（昭和40年法律第33号）第27条に規定する事業所得に係る総収入金額（農業所得を除く。）及び同法第35条に規定する雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額（原稿料、講演料、放送出演料及びその他の報酬に係るものに限る。）の合計金額（以下「営業等収入」という。）がすべての所得に係る総収入金額の半分以上を占める者をいう。

（交付対象者）

第3条 給付金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者及び市内に住所を有する個人事業者で、令和2年1月1日から事業を継続して行っている中小企業者等のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を申請している者を除く。

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定による認定（セーフティネット保証4号）を受けた者

(2) 株式会社日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた者

(3) 中小企業庁の持続化給付金の支給を受けた者

(4) 売上高等（個人事業者にあつては営業等収入）が前年対比で20%以上減少した者
（給付金の交付）

第4条 市長は、交付対象者に対し、この要綱に定めるところにより給付金を交付するものとする。

（交付額）

第5条 給付金の交付額は、一の交付対象者につき、10万円とする。

（申請方法）

第6条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは、申請者に対し給付金を交付する。

（給付金の請求）

第8条 給付金の請求は、逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付請求書（第2号様式）により行うものとする。

（給付金の返還）

第9条 市長は、給付金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) すべての代表者又は役員のうち逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がいることが判明したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月 日から施行する。

逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、神奈川県緊急事態措置の協力要請に応じた事業者に対し、負担軽減と事業継続のために市が予算の範囲内で逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「市協力金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

（交付対象者）

第2条 市協力金の交付対象者は、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）の交付要件を満たし、申請している者のうち市内に事業所を有するもの（以下「交付対象者」という。）とする。ただし、逗子市中小企業者等事業継続応援給付金を申請している者を除く。

（市協力金の交付）

第3条 市長は、交付対象者に対し、この要綱に定めるところにより市協力金を交付するものとする。

（交付額）

第4条 市協力金の交付額は、一の交付対象者につき、20万円とする。

（申請方法）

第5条 市協力金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（第1号様式）に、県協力金の申請書の写し又はそれに類する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは、申請者に対し市協力金を交付する。

（市協力金の請求）

第7条 市協力金の請求は、逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付請求書（第2号様式）により行うものとする。

（市協力金の返還）

第8条 市長は、市協力金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、市協力金の返還を命じることができる。

- (1) 県協力金の交付を受けられなかったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により市協力金の交付を受けたとき。
- (3) 市協力金の交付申請に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (4) 全ての代表者又は役員のうち、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がいることが判明したとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月 日から施行する。

神奈川県緊急事態措置対象施設一覧

令和2年4月20日時点

休業要請	業者数	該当施設例
娯楽業（生活関連サービス業含む）	151	カラオケボックス、パチンコ屋、フィットネスクラブ、ペット美容室、ヨガスタジオなど
教育、学習支援業	68	学習塾、カルチャースクール、幼稚園、英会話教室など
時短要請	業者数	該当施設例
宿泊業、飲食サービス業	176	宿泊施設、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
合計	395	